

デジタル原則を踏まえた当室所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和6年3月  
産業保安グループ ガス安全室

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が発足しました。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表、令和5年5月には告示等の見直し方針が策定されました。

これを受けて、当室所管法令関係の別紙の各項目の取扱いについて、下記のとおり整理しました。

<参考>デジタル臨時行政調査会の取組

<https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/>

## 記

### （１）「目視規制」について

別紙に掲げる当室所管法令における立入検査等（No. 636にあっては、液化石油ガス販売事業者に係るものに限る。）については、これらの条項の規定上、オンライン会議システムの活用等デジタル技術の活用を妨げるものではない。

なお、立入検査等の実施者は、立入検査等の目的等を考慮した上で実施方法を判断されたい。

別紙

7 項目のアナログ規制 点検対象条項の一覧表  
(当室所管法令関係抜粋)

| 分類 | No. | 法令名                            | 所管省庁名 | 条項       | 規制等の内容概要     | 規制等の<br>類型 | 現在<br>Phase | 見直し後<br>Phase | 見直し要否<br>見直し「否」かつ、現在<br>Phaseが2又は3の条項は、見<br>直しを要さずともデジタル原<br>則適合性が確保できているこ<br>とを確認済 | 見直し完了<br>時期     | 工程表        | 見直しの概要               |
|----|-----|--------------------------------|-------|----------|--------------|------------|-------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|----------------------|
| 新規 | 616 | ガス事業法                          | 経済産業省 | 第172条第1項 | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 617 | ガス事業法                          | 経済産業省 | 第172条第3項 | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 618 | ガス事業法                          | 経済産業省 | 第172条第4項 | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 619 | ガス事業法                          | 経済産業省 | 第172条第5項 | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 636 | 液化石油ガスの保安の確保及<br>び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第1項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 637 | 液化石油ガスの保安の確保及<br>び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第2項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 638 | 液化石油ガスの保安の確保及<br>び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第3項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 639 | 液化石油ガスの保安の確保及<br>び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第4項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 640 | 液化石油ガスの保安の確保及<br>び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第5項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 641 | 液化石油ガスの保安の確保及<br>び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第6項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 642 | 液化石油ガスの保安の確保及<br>び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第7項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 643 | 液化石油ガスの保安の確保及<br>び取引の適正化に関する法律 | 経済産業省 | 第83条第8項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 704 | 熱供給事業法                         | 経済産業省 | 第28条第1項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |
| 新規 | 705 | 熱供給事業法                         | 経済産業省 | 第28条第2項  | 立入検査等の方法について | 目視規制       | 1-①         | 2             | 要                                                                                   | 令和5年度<br>10月～3月 | 目視－共通<br>3 | 告示、通知・通達等<br>の発出又は改正 |